

2023 経外第 3 号

2023 年 7 月 31 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等に対する意見について

今般、標記意見募集に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

貴委員会（ASBJ）による企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等（以下「公開草案」という。）について、リースに関するわが国の会計基準を国際財務報告基準（IFRS）等の国際的な会計基準と整合的なものとし、比較可能性を向上させようとする ASBJ の検討の方向性に賛成する。

また、国際的な比較可能性を向上させる一方で、わが国会計基準に関連のない注記や少額リース費用に関する注記等、必ずしも IFRS 第 16 号「リース」に合わせる必要がない事項は取り入れず、わが国の実務を踏まえた日本固有の経過措置を追加的に設ける等、実務上の負担への一定の配慮がなされていることも歓迎したい。

しかしながら、今回の改正は関連改正となる適用指針等も多く、内容・影響は多岐にわたることから、適用時期に関する質問に対し以下のとおり意見を述べたい。

質問事項への回答

質問 23（適用時期に関する質問）

本会計基準案等における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（意見）

原則的な適用時期までの期間を、早期適用を認めただうえで、会計基準の公表から 3 年程度としていただきたい。

(理由等)

本改正は、非上場を含む様々な企業で幅広く利用されているオペレーティング・リースの会計処理をオフバランスからオンバランスへと変更することをはじめ、特に借手の会計処理を抜本的に見直すものであり、各社の業務フローやシステムの大幅な変更を伴い得るものであると認識している。

業務フローに関しては、リースの識別を始めとし、リース取引に該当すると判断された場合のリース資産・負債の計上、減損兆候判定といった従来と異なる実務が求められることとなる。公開草案においても、こうした点を考慮し、原則的な適用時期までの期間は、通常の1年程度よりも長い、2年の準備期間が提案されていることは理解している。しかし、本改正の影響を受ける企業が非常に広範にわたる一方、リース会計専門委員会も含めたASBJにおける議論や本改正で求められる対応は一般に十分に理解されていない懸念がある。例えば、改正基準の適用のために借手側において必要な情報を貸手側がすべて提供可能か、現時点では不透明である。借手側で改正基準の適用に必要なすべてのデータを取得可能とする体制整備の負担は重いと考えられ、広く一般に整備がなされるには、相応の時間を要すると考えられる。

加えて、より広い観点では、本改正は、ROA や ROE 等の経営指標にも影響を与えるものであり、営業用資産等への投資判断という企業戦略に関わる意思決定が必要な事項となり得るため、適切な意思決定を行うための調査・検討期間も考慮に入れるべきである。例えば、本改正により、事務所等の不動産賃貸借契約などもリースの定義を満たし、オンバランス化の対象となり得ることから（公開草案 BC 第 26 項）、事務所等の賃借物件を多数抱えた子会社が傘下にある企業は、親会社による方針検討・策定と子会社への方針の示達、子会社側での体制整備に相当程度のリソース・時間が必要となると考えられる。

システム対応に関しては、従来は財務データベースで管理する必要がなかったオペレーティング・リースについて契約ごとに管理する対応が必要となる。例えば、基準改正後は不動産賃貸借契約の新規契約、賃料変更および解約等も直接的にバランスシートに影響することになり、契約更新情報をより迅速に把握可能とする仕組みが求められ、社内のデータ整備が必要となる。システムエンジニア等の IT 関連人材の不足が社会的な問題となるなか¹、リースを利用する事業会社のほぼ全社に影響があると考えられる本改正により広範な企業で一斉にシステム改修ニーズが高まることで、改修の遅れ、対応コストの増加等の問題が生じることが懸念される。特に、銀行では、自行の業務に合わせてシステムをカスタマイズする必要等から、自前でシステム開発を行うことも多く、販売されているパッケージソフトを購入する企業に比べ、よりシステム改修に時間を要する懸念がある。実際、IFRS 第 16 号「リース」や米国会計基準 Topic842 「リース」の改正時は3年程度の適用準備期間が設けられ

¹ 例えば、一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会「企業 IT 動向調査報告書 2023 ユーザー企業の IT 投資・活用の最新動向（2022 年度調査）」(https://juas.or.jp/cms/media/2023/04/JUAS_IT2023.pdf) 146 頁以下を参照。一般的に IT 部門要員が不足している状況。

たが、この時にシステム改修・社内のデータ整備を含めて対応を行った銀行からは、3年でも時間的な余裕はなかったとの声が聞かれている。

以上の理由により、早期適用を認めただうえで、3年程度の適用準備期間を措置すべきである。

以 上